

見附市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

見附市長 稲田 亮

## 見附市規則第8号

見附市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

見附市職員の住居手当に関する規則（昭和49年見附市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「条例第16条に規定する扶養親族で条例第17条第1項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第16条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第4条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、「移転（」の次に「新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、」を加える。

第5条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第6条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第8条第1項中「欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）」を加える。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。